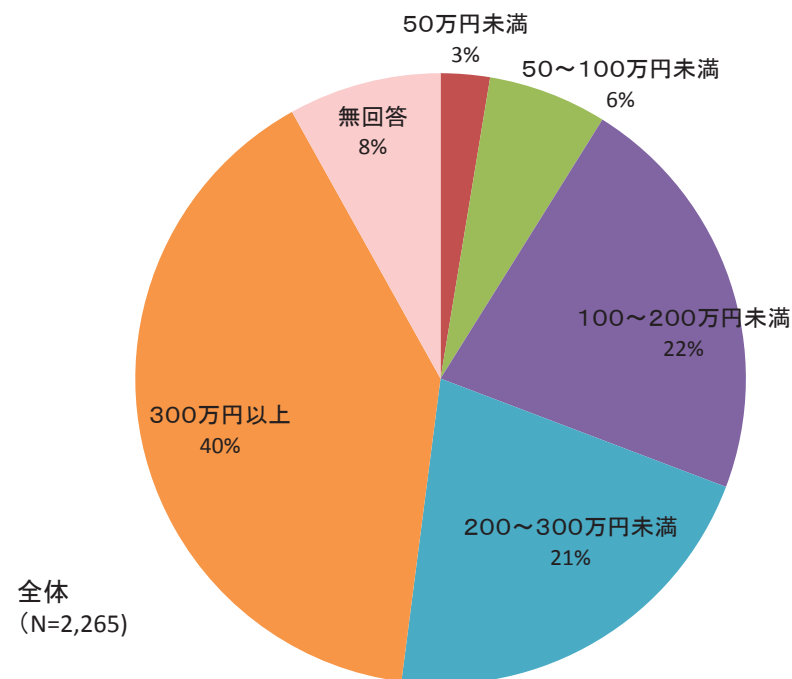


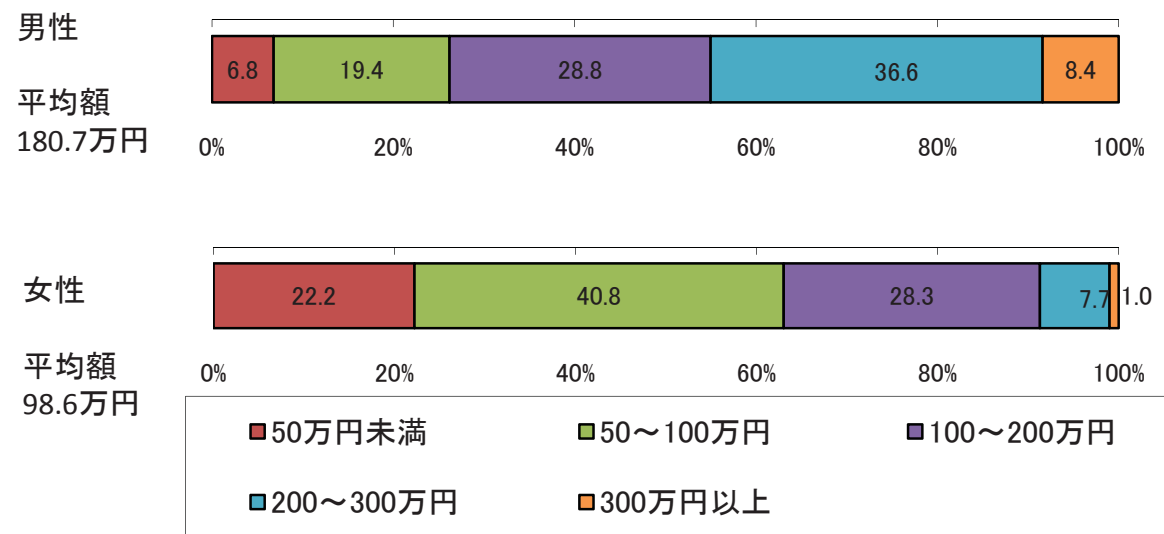
1 高齢者の収入状況

(1) 高齢者がいる世帯全員の年間総収入(福岡市)



出典) 平成25年度福岡市高齢者実態調査報告書
(注)高齢者は、市内在住の65歳以上で抽出した。

(2) 公的年金の受給状況(全国)



出典) 年金制度基礎調査
データ：年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成24年《厚生労働省》
(注)平成24年11月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の老齢年金の受給者(約3000万人)を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した23,000人を調査の客体としている。
(注)公的年金には、共済組合の年金、恩給を含む。

2 介護保険制度改正による影響について

○特別養護老人ホームの重点化

H27.4.1から、特別養護老人ホームの入所者が、原則要介護3以上となった。ただし、一定の要件を満たしている者については、特例として要介護度1・2であっても入所可能。

特別養護老人ホーム入所者の要介護度別内訳

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	平均要介護度
H28	216	518	1,289	1,681	1,518	5,222	3.72
H27	220	591	1,158	1,511	1,485	4,965	3.69
H26	222	512	1,084	1,435	1,412	4,665	3.71
H25	242	512	933	1,310	1,328	4,325	3.69
H24	232	454	850	1,166	1,250	3,952	3.70

※各年度当初(4月1日現在)における入所者について集計

○補足給付の認定要件変更

市民税非課税世帯などの低所得者が施設サービスや短期入所サービスを利用する場合の食費と居住費(滞在費)が負担限度額を超えた場合、基準費用額と負担限度額の差を支給するもの。

<平成27年8月改正>

- ・所得要件の追加
申請者と配偶者が世帯分離をしている場合等で住民票が別々であっても、配偶者が市民税を課税されている場合は対象外となった。
- ・資産要件の追加
預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は対象外となった。

負担限度額認定者数(年度更新月)

(単位:人)

	申請者数	認定者数
H28年8月	8,039	7,646
H27年8月	8,214	7,771
H26年7月	10,088	9,276

※認定有効期間は26年度までは7月～6月。27年度からは8月～7月(制度改正)。

<平成28年8月改正>

- 利用者負担段階(第2段階及び第3段階)の判定に用いる収入に、非課税年金(遺族年金と障害年金)収入額を含めて判定するようになった。
合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額

負担限度額認定の利用者負担段階別認定者数(年度更新月)

平成28年8月更新時において、第3段階と判定された人のうち、非課税年金収入を勘案しなければ、第2段階となる人：2,625人(非課税年金収入勘案により負担が増えた人)

(単位:人)

	第1段階	第2段階	第3段階	合計
H28年8月	820	1,958	4,868	7,646
H27年8月	891	4,733	2,147	7,771

○サービス利用時の負担割合の変更

65歳以上の人で、一定以上の所得がある人の利用者負担割合が2割に引き上げられた。

負担割合別内訳

(単位:人,%)

	平成27年8月末時点		平成28年9月末時点	
	人数	割合	人数	割合
1割負担	54,917	89.02	56,370	89.03
2割負担	6,773	10.98	6,945	10.97
合計	61,690	100	63,315	100

※平成28年分は把握している最新のデータで集計